

## ○ 評価委員会とは

- 地方独立行政法人法上設置が義務付けられ、東京都地方独立行政法人評価委員会条例により設置される知事の附属機関
- 法及び条例に基づき、中期目標の作成、中期計画の認可、業務実績評価など、知事が行う事項に対して、委員の有する学識経験に基づき、意見を述べる役割

## ○ 東京都における評価委員会制度

都では、委員会における審議を効率的に進める観点から、各法人ごとに分科会を設置するとともに、一部の事項について、分科会での議決をもって委員会の議決としている(条例第6条)

### 評価委員会

東京都地方独立行政法人  
評価委員会

※評価委員会委員はいずれかの分科会に所属

### 分科会

公立大学分科会

(東京都公立大学法人)

試験研究分科会

(東京都立産業技術研究センター)

高齢者医療・研究分科会

(東京都健康長寿医療センター)

**都立病院分科会**

(東京都立病院機構)

## <都における委員会・分科会の審議事項> (青字は設立前に審議)

### 評価委員会での議決事項(分科会でも審議)

- **中期目標の作成・変更の際の意見**(法第25条第3項)
- 中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価時の意見(法第28条第4項)
- 業務及び組織全般の検討を行う際の意見(法第30条第2項)
- 重要な財産の処分について認可する際の意見(法第44条第2項)
- 吸収合併を行う際の関係設立団体の長に対する意見(法第108条第2項)
- 新設合併を行う際の関係設立団体の長に対する意見(法第112条第2項)

### 分科会での議決事項(評価委員会運営要綱第5条)

- **中期計画の作成及び変更の認可の際の意見**(条例第2条)
- 各事業年度における業務の実績評価時の意見(条例第2条)
- 中期目標期間の業務実績評価時の意見(条例第2条)
- 出資等に係る不要財産の納付、不要財産の譲渡収入の納付について認可する際の意見(法第42条の2第5項)
- **役員の報酬等の支給基準に対する意見**(法第56条第1項※第49条第2項準用)